

基本計画／令和4～8年度 実施計画／令和4年度

# 岩手町 一般廃棄物処理計画

## 《ごみ処理・生活排水処理》

### Reduce

【リデュース】

ごみの発生を抑制する、  
ごみを減らす

〔代表的な行動〕

- 買い物の際は、マイバッグを持参し、レジ袋の使用や過剰包装は辞退する
- 必要なものを必要な分だけ購入する
- 食べ残しをしない



### Recycle

【リサイクル】

再生利用する

〔代表的な行動〕

- 市町村のルールを守ってきちんと分別する
- 地域の集団回収、スーパーや小売店の店頭回収に協力する



### Reuse

【リユース】

繰り返し使う

〔代表的な行動〕

- 詰め替え商品を購入し、容器は繰り返し使用する
- フリーマーケットやリサイクルショップを利用する



岩手町

# 基本計画

## 一般廃棄物処理《全体》

### 目的

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため策定するものです。

### 位置づけ

本計画は、廃棄物処理法や国による各種計画に基づき、また、県の計画や本町の上位計画を踏まえ、ごみの処理に関する計画である「ごみ処理基本計画」と、生活排水の処理に関する計画である「生活排水処理基本計画」の2つの計画で構成します。

### 期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

# 基本計画

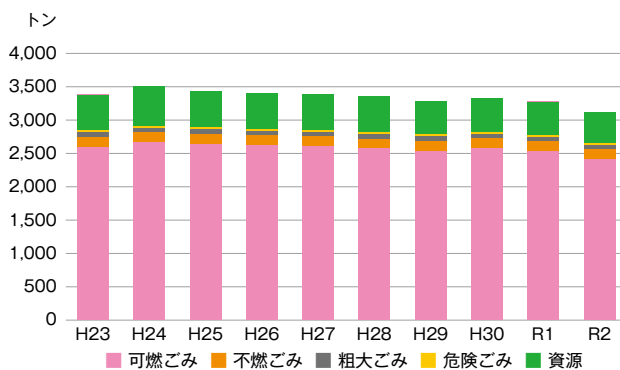
## 一般廃棄物処理《ごみ処理》

### 廃棄物処理の主体

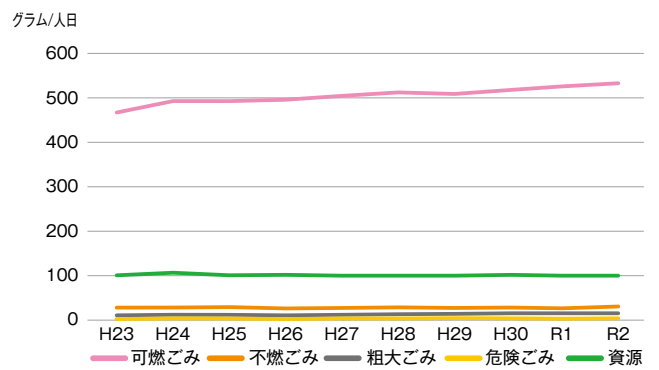
区 分		処 理 主 体
ご み	ごみ減量・リサイクル施策	岩手町
	収集・運搬	家庭ごみ：岩手町の委託業者 事業系ごみ：許可業者
	中間処理	岩手・玉山環境組合
	最終処分	岩手町

### ごみ処理の現状

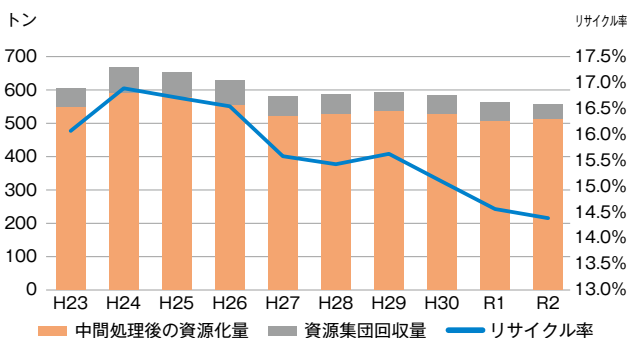
#### ■家庭ごみの排出量の推移



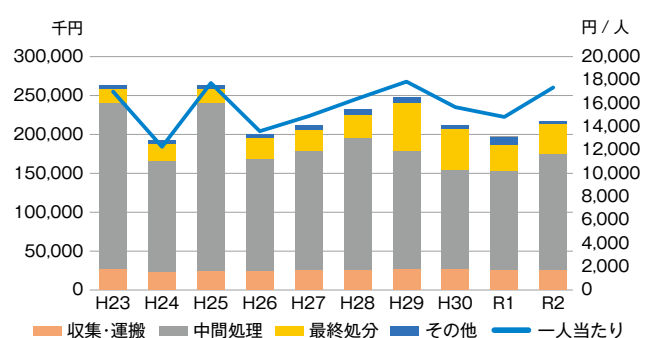
#### ■一人1日当たりの家庭ごみの排出量の推移



#### ■資源化量及びリサイクル率の推移



#### ■ごみ処理経費の推移 (一人当りは年間)



# ひとと自然が共存する持続可能なまち

## 基本方針

### 方針1 ごみ減量化・3R運動の促進

町民・事業者・本町がそれぞれの役割を認識して、環境に配慮した高い意識をもった行動により、ごみの発生・排出をできる限り減らすごみの減量化を目指します。

また、町民・事業者・本町それぞれが取り組み、相互に連携して行動することにより、3R〔排出抑制 (Reduce)・再使用 (Reuse)・再生利用 (Recycle)〕運動を推進し、循環型地域社会の形成を目指します。

### 方針2 廃棄物処理体制の強化

廃棄物の効率的な処理の推進を図り、環境負荷をできる限り軽減する処理体制を築くとともに、適正な維持管理を実施し、廃棄物関係施設の安全で安定した廃棄物の最終処分を目指します。

### 方針3 県央ブロックごみ処理広域化事業の推進

経済性と環境負荷の軽減の観点から、地域の実情に応じたごみ処理広域化による効率的なごみ処理体制の構築を推進します。

## 数値目標

町民一人1日当たりのごみ排出量をそれぞれ**5%削減**します。  
リサイクル率を**21.0%**に引き上げます。

目標項目	令和2年度	令和8年度	比較	比率	県計画(R7参考)
一人1日当たりごみ排出量	835g	793g	△42g	△5%	736g
家庭ごみ排出量	684g	650g	△34g	△5%	465g
事業系ごみ排出量	151g	143g	△8g	△5%	271g
リサイクル率(資源化率)	14.4%	21.0%	6.6ポイント	-	23.0%
最終処分量	474t	450t	△24t	△5%	-

## 町民・事業者・町の役割

### 町民

廃棄物処理や資源の枯渇による環境問題に対し自ら関心を持ち、ごみの発生抑制に資する3R運動やごみ処理についての理解を深め、日常生活において3Rを基調としたライフスタイルを実践するとともに、町が実施する施策や関係団体と地域住民と連携・協働しながら積極的に協力、参加することが求められます。

### 事業者

事業活動における生産・加工・流通・販売・排出等の全ての過程において廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用に努め、環境に配慮した取り組みを実践します。また、ごみの処理は積極的に資源化に取り組むとともに、やむを得ず発生するごみは自己の責任において、適正な処理を確保することが求められます。

### 町

ごみの減量化・資源化、環境問題への関心を高め、具体的な行動を推進するために、普及啓発や情報提供、環境学習等により3R運動を推進します。また、分別収集の推進や収集方法の改善等に取り組むなど、本計画の目標達成に向けて、一般廃棄物の発生・排出抑制、循環的利用及び適正処理を推進するなどの施策の展開により、循環型地域社会の形成を推進します。

## 個別計画

目標項目	施策等
(1) 町民による3R運動への取組の推進	①ごみの発生・排出抑制と資源化の推進・「プラ新法」対応
	②生ごみの減量の促進
	③資源となるものの分別の徹底
	④資源集団回収の推進
(2) 事業者による3Rへの取組の推進	①適正処理の徹底による減量化・資源化の推進
	②事業者による自主的な取組の促進
(3) 啓発活動・環境学習の拡充	①ごみ減量・分別の情報の提供
	②環境学習の充実
(4) 適正なごみ処理・処分の実施	①収集・運搬計画
	②中間処理計画
	③最終処分計画
	④災害時における廃棄物の処理
	⑤ごみ処理広域化

## 実施計画

令和4年度

## 一般廃棄物処理 《ごみ処理》

## 数値目標

目標項目	令和2年度	令和4年度	比較	比率
一人1日当たりごみ排出量	835g	818g	△17g	△2.0%
家庭ごみ排出量	684g	670g	△14g	△2.0%
事業系ごみ排出量	151g	148g	△3g	△2.0%
リサイクル率(資源化率)	14.4%	16.6%	2.2ポイント	-
最終処分量	474t	449t	△25t	△5.3%

## ごみ減量・資源化施策

区分	施策等
(1) 周知啓発による住民及び事業者のごみ減量及び適正な分別の徹底	家庭ごみ ①ごみの発生・排出抑制と資源化の推進 ②生ごみの水切りや処理機の利用や食品ロス削減による排出抑制 ③資源の分別の徹底及び行政回収・資源集団回収の活用
	事業系ごみ ①資源の分別の徹底 ②廃棄物受入施設における搬入物調査・指導
(2) 新たな分別収集などの処理体制の改善・検討 新区分「プラごみ」一括回収に向けた調査・研究	家庭ごみ ①紙製容器包装(雑紙)の分別収集 ※新聞紙・雑誌・段ボールと同時地区集積所収集 ②小型家電の拠点回収(ゆはず交流館)
	事業系ごみ ①紙製容器包装(雑紙)の分別収集 ②小型家電の拠点回収

## ごみの減量・リサイクルでこんな効果が

ごみの減量・リサイクルで未来の環境が守られるよ!



①ごみ処理費用が減ります。また、処理施設の負担軽減や最終処分場の延命につながります。



②限りある資源が節約できます。環境が守られます。



## ごみ収集区分・収集運搬計画

町が収集する収集区分、収集頻度、収集方法及び収集運搬体制は次のとおりとします。  
収集日程によっては、別に配布するごみカレンダーの日程のとおりとします。

### 家庭ごみ

No.	分別区分	収集頻度	収集方法	収集・運搬体制	
1	可燃ごみ	週2回	地区ステーション方式（地区集積所）	委託	
2	不燃ごみ	月1回	地区ステーション方式（地区集積所）	委託	
3	粗大ごみ	年2回	拠点ステーション方式（地区集積所等）	委託	
4	危険ごみ	月1回	拠点ステーション方式 （公民館・保健センター・ゆはず交流館）	委託	
5	資源ごみ	月2回 （同一日）	新聞	地区ステーション方式（地区集積所）	委託
6			雑誌	地区ステーション方式（地区集積所）	委託
7			段ボール	地区ステーション方式（地区集積所）	委託
8			雑がみ 【H29～】	地区ステーション方式（地区集積所）	委託
9		月2回 （同一日）	ペットボトル	地区ステーション方式（地区集積所）	委託
10			紙パック	地区ステーション方式（地区集積所）	委託
11			白トレイ	地区ステーション方式（地区集積所）	委託
12		びん	月1回	地区ステーション方式（地区集積所）	委託
13		缶	月1回	地区ステーション方式（地区集積所）	委託
14		衣類	月1回	拠点ステーション方式（沼宮内・川口公民館・ 一方井健康センターの回収ボックス）	委託
15		小型家電 【H29～】	随時	拠点ステーション方式（ゆはず交流館回収ボックス）	直営

※排出者は、岩手・玉山環境組合へ直接搬入することができます。

### 事業系ごみ

No.	分別区分	収集・運搬方法
1	可燃ごみ	排出事業者が自ら運搬または許可業者
2	不燃・粗大・危険ごみ	排出事業者が自ら運搬または許可業者
3	資源ごみ	排出事業者が自ら運搬または許可業者等

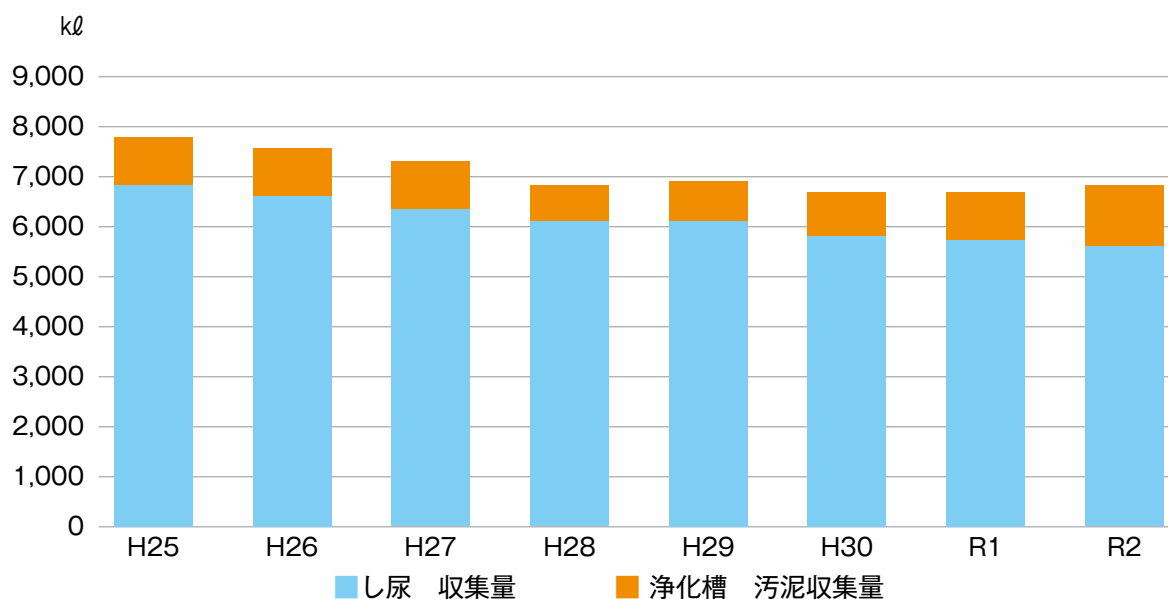
※許可業者等：岩手町が許可した一般廃棄物（ごみ）収集・運搬業者及び法7条に規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみ収集・運搬する業者

## 現状と将来予測

一般廃棄物（生活排水）処理基本計画は、盛岡北部行政事務組合（2市2町構成）において令和2年3月に策定し、当組合の北岩手環境衛生センターでは、し尿と浄化槽汚泥の処理を行い、圏域内の衛生の管理、水環境の保全を担っております。

## し尿・浄化槽汚泥の収集量の推移

区 分		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
し尿	人口	人	9,099	8,469	7,929	7,405	6,951	6,526	5,989	5,462
	収集量	kℓ / 年	6,810	6,600	6,354	6,096	6,111	5,872	5,671	5,619
浄化槽汚泥	人口	人	2,603	2,701	2,768	2,922	2,952	2,952	3,111	3,174
	収集量	kℓ / 年	866	968	947	789	831	877	935	1,218
収集量合計		kℓ / 年	7,676	7,568	7,301	6,885	6,942	6,748	6,606	6,838



## 生活排水処理の主体

区 分		処 理 主 体
生活排水	生活排水対策	岩手町
	公共下水道	岩手町
	合併浄化槽	個人・岩手町戸別浄化槽
	単独処理層	個人等
	し尿浄化槽汚泥	収集・運搬
中間処理		盛岡北部行政事務組合
最終処分		岩手町



## 基本理念

区 分	施 策 等
(1) 汚水処理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 公共下水道処理区域内における下水道への未接続世帯に対し、早期接続を促していくとともに、公共下水道全体計画区域内における整備を計画的に推進していきます。</li> <li>② 公共下水道全体計画区域外の世帯に対し、生活排水の適正処理のため、戸別浄化槽事業及び合併処理浄化槽助成を推進します。</li> <li>③ ホームページ等を活用し、併せて浄化槽の定期検査の実施等、適正な維持・管理を住民に求めると共に情報を提供します。</li> </ul>
(2) 排出抑制計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生活雑排水の未処理による公共用水域への放出を抑制し、生活排水未処理の世帯の削減に努めます。</li> <li>② 町の総合計画、下水道計画、戸別浄化槽事業及び合併浄化槽助成との整合性を図り、生活排水処理施設へ移行するよう促します。</li> </ul>
(3) 収集運搬計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生活圏から発生するし尿及び浄化槽汚泥については、迅速かつ衛生的に収集・運搬を行うことはもとより、現有施設地への搬入状況を勘案し、より一層の収集体制の効率化・円滑化を図り、計画的な収集・運搬を行います。</li> </ul>
(4) 中間処理・最終処分計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の中間処理は、盛岡北部行政事務組合が行い、本町は組合の構成市町と連携し、組合における施設の適正な維持管理と適正処理の継続を図ります。</li> <li>② 中間処理に伴い発生するし渣焼却灰及び汚泥焼却灰の最終処分については、当該排出量に応じて、本町の一般廃棄物最終処分場において埋立処理を行います。</li> </ul>
(5) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 今後さらに減少が見込まれるし尿等の処理量と、各処理施設の老朽化の状況を踏まえ、これからの施設のあり方や新たな処理方法等について、盛岡北部行政事務組合とその構成市町及び「県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会」と協議を進めます。</li> </ul>

## 実施計画

令和4年度

## 一般廃棄物処理 《生活排水処理》

盛岡北部行政事務組合が策定する一般廃棄物（生活排水）処理実施計画にて定めるもの以外について次のとおり計画します。

区 分	施 策 等
(1) 公共下水道等の整備、普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 公共下水道整備計画及び合併浄化槽整備計画により計画的に整備を行います。</li> <li>② ホームページ等を活用し、浄化槽の定期検査の実施等、適正な維持・管理を住民に求め、情報を提供します。</li> </ul>
(2) し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 町内から生じるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は盛岡北部行政事務組合が委託する業者が収集運搬を行います。</li> </ul>



岩手町浄化センター



沼宮内中継ポンプ場



リデュース

Reduce

リユース

Reuse

リサイクル

Recycle

スリーアール

合言葉は**3R!**

日常生活の場では、ごみの発生・排出を抑制し、資源を大切にしたい暮らしを実践するための方法がたくさんあります。以下の行動事例を参考にしながら、取り組んでいきましょう。

**STEP 1 Reduce**・リデュース／発生抑制

ごみになるものを極力減らそう!

買い物編



商品を買う時には、必要なものを必要なだけ買う



レジ袋は、出来るだけ買わない



マイバック、マイボトル、マイ箸を携帯する



使い捨てのわりばし、ストロー、スプーンなど、すぐ捨てるものはもらわない

料理編



食べ残しのないように、食べきれ分量で調理する



料理くずを出さないように調理方法を工夫する



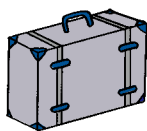
生ごみは水切りを徹底し、水分を減らす

まず、ごみをなるべく出さないことが大切!

日常生活編



今あるものを大事に長く使う



短期間しか利用しないものは、レンタルする



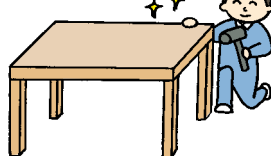
中身を詰め替える商品を利用する



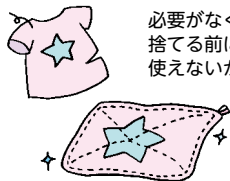
**STEP 2 Reuse**・リユース／再使用

繰り返し使いごみにしない生活をしよう!

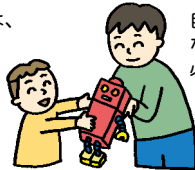
修理やリフォームをして使えるものは大切に使う



繰り返し使用できるリターナブルびんを活用する

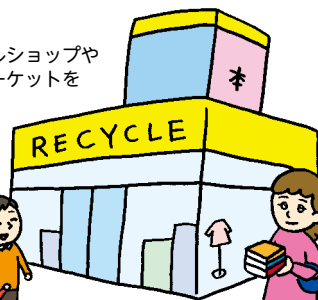


必要がなくなったものは、捨てる前に別の用途で使えないかを考える



自分で必要がなくなったものでも、必要とする人に譲る

リサイクルショップやフリーマーケットを活用する



古書店や古着店を積極的に利用する

ものを大切に使う。もったいないの基本でしょ~



**STEP 3 Recycle**・リサイクル／再生利用

分別しても残ったものは資源として活かす!



ごみを出す際は、地域の分別ルールを守ってきちんと分別する



子ども会等の地域の資源回収や、スーパーの店頭回収に協力する

再生して使えるように資源ごみはきちんと分別しましょ



お問い合わせ先

- ごみ処理関係 岩手町民課 環境係
- ごみ処理中間処理施設 岩手・玉山環境組合
- 下水道・合併浄化槽関係 水道事業所 上下水道係
- し尿等中間処理施設 盛岡北部行政事務組合

- Tel : 0195-62-2111 (内線 504・505)
- Tel : 019-682-0552
- Tel : 0195-62-2111 (内線 333・335)
- Tel : 0195-74-2716